

広島県地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、広島県内における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う場として、広島県地域訓練協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2 構成

協議会は、別添1に掲げる者を参集者として構成する。

また、協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 会長

(1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

5 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 広島県内における公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること。

(2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。

(3) 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

6 事務局

協議会の事務局は、広島労働局職業安定部に置く。

7 その他

(1) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

(2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

広島県地域訓練協議会委員

(有識者)	広島修道大学 商学部教授	岡田 行正
(産業界)	広島県経営者協会 専務理事 広島県中小企業団体中央会 専務理事 広島県商工会議所連合会 幹事長 広島県商工会連合会 専務理事 日本労働組合総連合会広島県連合会 事務局長	中野 博之 鳥越 直樹 植野実智成 長谷川信男 藤井 則正
(福祉関係)	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	小池 英樹
(教育・教育訓練機関等)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部長 公益社団法人広島県専修学校各種学校連盟 会長 広島県職業能力開発協会 専務理事兼事務局長 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会 加盟団体代表	佐々木祥英 古澤 幸治 新山 信夫 矢野 由江
(国)	中国経済産業局地域経済部 産業人材政策課課長	藤村 真琴
(地方公共団体)	広島県商工労働局 総括官（雇用労働） 広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部長 広島市経済観光局 次長	山高 龍治 富永 六郎 白石 一行
(ジョブ・カードセンター)	広島キャリア形成サポートセンター 中四国ブロック部長	笠原 真也
(労働局)	広島労働局長 広島労働局 職業安定部長	阿部 充 境 孝士